

子幼保第758号
令和3年5月12日

あいう園浦和美園ウイングシティ保育園
育児休業中または求職中等の保護者様

さいたま市長 清水 勇人

育児休業復職期限及び求職に係る就労開始期限の延長について

令和3年5月8日付け子幼保第690号による完全休園及び同年5月12日付け子幼保第757号による登園自粛要請に伴い、復職期限または就労開始期限が、

- ①5月末日までとなっている場合は6月12日まで、
- ②6月末日までとなっている場合は7月13日まで、期限を延長いたします。

なお、利用者負担額（保育料）につきましては、完全休園期間及び登園自粛要請期間の属する月のみ日割り計算となるため、上記取扱いに伴い復職または就労開始を遅らせたことにより完全休園期間及び登園自粛要請期間終了後に登園を自粛された場合においても、通常どおりご負担いただくこととなります。

【担当】

子ども未来局 幼児未来部
保育課 民間保育係
048-829-1866